

**鳥取県告示第30号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	NPO法人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	平成21年12月28日